

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	長寿福祉課
委 託 業 務 名	大津市介護予防普及啓発事業（介護予防フィットネス事業）実施業務
委 託 業 務 場 所	大津市一里山一丁目18番22号 ビバススポーツアカデミー瀬田
概 要	運動習慣のない高齢者を対象に、介護予防のきっかけづくりを行うため、市内のスポーツクラブやフィットネスクラブを設置または管理している事業者に委託し、プールやトレーニングマシンを使用した運動教室を実施する。
契 約 期 間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年9月1日
契 約 金 額	860,100円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地 〔名 称〕株式会社ビバ
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公募型プロポーザル方式により参加者の募集を行い、企画提案書を審査の結果、上記業者を選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	長寿福祉課
委 託 業 務 名	大津市介護予防普及啓発事業（介護予防フィットネス事業）実施業務
委 託 業 務 場 所	大津市本堅田五丁目11番21号 スポーツクラブコジャック
概 要	運動習慣のない高齢者を対象に、介護予防のきっかけづくりを行うため、市内のスポーツクラブやフィットネスクラブを設置または管理している事業者へ委託し、プールやトレーニングマシンを使用した運動教室を実施する。
契 約 期 間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年9月1日
契 約 金 額	860,200円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪市北区中津一丁目17番12-208号 〔名 称〕 株式会社ケー・エス・シー
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公募型プロポーザル方式により参加者の募集を行い、企画提案書を審査の結果、上記業者を選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	長寿福祉課
委 託 業 務 名	大津市介護予防普及啓発事業（介護予防フィットネス事業）実施業務
委 託 業 務 場 所	大津市二本松1番1号ブランチ大津京内 Community Park OTSUKYO
概 要	運動習慣のない高齢者を対象に、介護予防のきっかけづくりを行うため、市内のスポーツクラブやフィットネスクラブを設置または管理している事業者に委託し、プールやトレーニングマシンを使用した運動教室を実施する。
契 約 期 間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年9月1日
契 約 金 額	429,950円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市山科区柳辻草海道町15番1号 イオンタウン山科柳辻3階 〔名 称〕 株式会社ルネサンス スポーツクラブ&サウナスパ ルネサンス・イオンタウン山科柳辻
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公募型プロポーザル方式により参加者の募集を行い、企画提案書を審査の結果、上記業者を選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。